

## 川崎市公告第653号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和8年 2月26日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
歯周疾患検診に係る封書等の作成、封入封緘及び発送業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市役所本庁舎
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和8年7月31日まで
- (4) 概要  
仕様書のとおり

### 2 入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 委託業務を確実に履行することができること。
- (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁において本業務と同種・同規模の契約を締結し、確実に履行した実績があること。

### 3 入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込みをしなければなりません。

- (1) 提出書類
  - ア 入札参加申込書
  - イ 実績調書※ 所定の様式は、市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードできます。
- (2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎13階

健康福祉局保健医療政策部健康増進課

電話 044 (201) 3182

FAX 044 (200) 3986

E-mail [40sika@city.kawasaki.jp](mailto:40sika@city.kawasaki.jp)

(3) 配布・提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月5日(木)まで(土、日及び祝日を除く)の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(4) 提出方法

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

(5) その他

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出された書類の差替え又は再提出は認めません。

4 入札参加資格確認通知書の交付

上記3により入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、令和8年3月12日(木)までに、令和7・8年度業務委託有資格業者名簿の登録メールアドレスあてに確認通知書を交付します。

メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 質問

上記4により参加資格があると認められた者は、次により仕様書等の内容に関する質問をすることができます。

ア 質問方法

入札参加確認通知書を送付する際に「質問書」を併せて送付しますので、質問がある場合、当該「質問書」を提出してください。

イ 提出期間

令和8年3月13日(金)午前9時から

令和8年3月16日(月)午後5時まで

(ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。また正午から午後1時を除く。)

ウ 提出方法

(ア) 電子メール

上記イの期間に、上記3(2)のメールアドレス宛て質問書をデータで送付するとともに、質問書を送付した旨を電話連絡してください。(担当:佐々木)

(イ) 来訪

上記イの期間に、上記 3 (2) の提出場所へ持参してください。

(2) 回答

ア 回答予定日

令和 8 年 3 月 18 日 (水)

イ 回答方法

質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 7・8 年度業務委託有資格業者名簿の登録電子メールアドレスあてに送付します。メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 上記 3 により提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和 8 年 3 月 24 日 (火) 午前 10 時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 13 階 1301 会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同一印鑑）が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の 100 分の 10（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「入札参加資格確認通知書」の提示を求めるところがありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係規程において閲覧することができます。

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(2)に同じです。